

平成23年10月4日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

基本計画・SNA課題対応WGの検討状況 (第1回～第3回)

I 公的部門の格付け基準の見直し

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表（基本表） 作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時に実施する。

2 日本の国民経済計算（JSNA）における対応

93SNA及び2008SNAを踏まえ、以下のとおり基準を変更する。

(1) 公的部門と民間部門の区分（政府による所有と支配）

【旧基準】

政府出資又は株式の政府保有が50%を超え（所有）、かつ法令等に基づいて政府が役員等認可権や経営方針の決定権を持つ（支配）場合に限り公的部門に分類する。



【新基準】

政府が議決権の過半数を保有している場合（所有）または取締役会等の統治機関の過半数の任命権を持つ場合（支配）のいずれかが満たされれば、公的部門に分類する。

(2) 金融機関、非金融機関の区分及び一般政府、非営利部門の区分

【旧基準】

公的部門と判断された機関のうち、次の判断基準により、一般政府、公的金融法人、公的非金融法人に分類する。

ア 金融資産が90%以上ある場合は公的金融法人に分類（金融・非金融の判断）

イ 下記の①～③で2つ以上該当すれば公的非金融法人に分類（市場性の有無）

① 民間事業者と同種の活動がある。

- ② 価格あるいは料金が供給する量・質に比例している。
 - ③ 自由意思による購入ができる。
- ウ 上記ア及びイに該当しない場合は一般政府部門に分類する。



<p>【新基準】</p> <p>ア 売上高の50%以上が金融仲介活動又は補助的金融活動による機関は、<u>金融機関に分類する。(金融・非金融の判断)</u></p> <p>イ アで非金融機関に分類された機関について、売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるとして、法人企業に分類し、それ以外は一般政府・非営利部門に分類する。<u>(市場性の有無)</u></p>

(3) 社会保障基金の分類

【旧基準】

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。

- ① 政府単位（あるいはそれに相当する者）が保険者（事業主体）となっており、特定の社会領域について網羅的にカバーしている制度であること
- ② 特定の社会領域に属する者の加入が、法律ないし政府単位によって強制となっている制度であること
- ③ 積立方式（給付と負担がリンクしている財政方式）以外の方法により運営されている制度であること



<p>【新基準】</p> <p>以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障基金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政府による賦課・支配 ② 社会の全体及至特定の部分をカバー ③ 強制加入・負担
--

3 産業連関表における検討の状況

(1) 方針と現状

J SNAと同様の基準を導入する方向で、現在格付けの作業中。(次回の産業連関技術会議で格付け結果の資料を配布予定)

(2) 社会保障基金に該当する事業及び共済組合等の格付け

社会保障基金に該当する事業及び共済組合等の格付けについては、現在、以下のように整理されている。

[現状]

内 容	生産活動主体分類		アクティビティ
社会保険事業団体の行う事業のうち、国及び地方公共団体による活動	政府サービス生産者	準公務	社会保険事業（国公立）★★
社会保険事業団体の行う事業のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動	対家計民間非営利サービス生産者		社会保険事業（非営利）★

今回の基準変更を適用した場合、これらはすべて「政府サービス生産者」に格付けられることになるが、その内訳区分については、「公務」「準公務」のいずれかを選択することになる。

これについては、それぞれのアクティビティについて、

- ① CTが相当程度大きいこと
- ② 産出構造が「公務」と全くことなること
- ③ J S I Cとの整合性の必要性

などを勘案して、「社会保険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」とを統合し、「社会保険事業★★」を新設した上で、準公務に格付ける方向。

[変更後]

内 容	生産活動主体分類		アクティビティ
社会保険事業団体の行う事業のうち、国及び地方公共団体による活動	政府サービス生産者	準公務	社会保険事業★★
社会保険事業団体の行う事業のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動			

(3) 準公務の定義の詳細化

今回の格付け作業の過程で、「準公務」を設定するための要件について、現在は産業部門に同種の活動があることが必須であるように定義されている一方で、実際には、それに合致していない例が存在することについて疑義が示された。

そこで、産業部門に同種の活動があることは、あくまで原則にとどまることを明確にし、その上で、

- ① 国内生産額が、部門の統合基準である1000億円を下回っていないこと、
- ② 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっていること、
- ③ 日本標準産業分類において公務以外に相応の分類が存在すること

のいずれをも満たす場合には、「産業」部門に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」として格付けることができるよう定義の詳細化を図る方向。

Ⅱ 固定資本減耗の評価に関する取扱い

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時に実施する。

2 JSNAにおける対応

簿価評価方式が残っている一部の固定資本減耗についても時価評価方式に改め、全面的に時価評価に移行する。

3 産業連関表における検討の状況

(1) 方針

- ① JSNAにおける「固定資本減耗」とIOにおける「資本減耗引当」の概念・定義・範囲の間に相違がないことから、推計方法の変更に伴う推計値への影響は、JSNAと同様と考えられる。

IOで設けている細かい部門レベルでの個別の影響は、不明確であるが、少なくとも、JSNAの17年基準改定における試算では、評価方式を変えることに伴う推計上の改定幅は全体としては小さく、時系列比較上の問題も生じない結果が出ている。

- ② IOにおいて、JSNAと異なる扱いとする必要性も見いだせない。

↓

JSNAと同様に時価評価を導入する方向。

(2) 今後の課題

- ① 時価評価の導入により、推計作業の流れにどのような変化が生じ、各府省庁の作業にどのような変化が生じるのかについて整理
- ② 概念・定義・範囲の課題として、希有な大規模災害に係る資本偶発損について現在計上されていないが、その旨が明確にされていないことへの対応